

別紙 1



滋 環 政 第 4 0 9 号

令和 7 年 (2025 年) 5 月 2 日

滋賀県環境審議会

会長 清水 芳久 様

滋賀県知事 三日月 大造



滋賀県環境学習の推進に関する条例に基づく第四次滋賀県環境学習推進計画の改定について（諮問）

滋賀県環境学習の推進に関する条例に基づく第四次滋賀県環境学習推進計画は、計画期間を令和 3 年度（2021 年度）から令和 7 年度（2025 年度）までの 5 年間としています。

当該計画策定後の環境を取り巻く社会情勢の変化や環境学習の状況を踏まえ、令和 8 年度（2026 年度）以降の滋賀県環境学習推進計画のあり方について、貴審議会の意見を求めます。